

「手元スピーカーサービス」に関する利用規約

「手元スピーカーサービス(以下「当サービス」といいます)」を契約する者は、あらかじめ「手元スピーカーサービスに関する利用規約(以下「当規約」といいます)」及び当規約とは別にシーシーエヌ株式会社(以下「当社」といいます)が定める「加入契約約款(以下「約款」といいます)」に同意した上で当サービスを利用するものとします。尚、当規約と約款が抵触する場合は、約款が優先するものとし、その他の部分については、当規約と約款が同時に適用されるものとします。

(1)当サービスは、当社テレビサービスの利用者(電波障害対策・集合住宅・山県・下呂・郡上の再送信利用者、及び郡上の多チャンネル利用者を除く)を対象とした手元スピーカー端末レンタルサービスです。

(2)当サービスの月額利用料は、手元スピーカー到着日の翌月から発生します。

(3)手元スピーカー端末機器は、当社から発送し契約者にて取り付けていただきます。取付について、当社へご依頼いただく場合は、別に定める設置取付費が発生いたします。

(4)当サービスには2年間の最低利用期間があります。手元スピーカー到着月から数えて2年未満の解約については、月額利用料に残存月数を乗じた金額を違約金としてお支払いいただきます。

(5)貸出機器は、スピーカー本体・ベースステーション・スピーカーケーブル・電源ケーブルとなり、貸出機器が自然故障を除いた故障・全損・水濡れ・破損・紛失・盗難については、機器補償金として5,000円(税抜)を契約者が負担するものとします。

(6)当社テレビサービスを解約した場合、当サービスは自動的に解約となります。

(7)当サービスを解約する場合は、速やかに手元スピーカー貸出機器を当社へ返却して頂きます。解約の申し出月(またはサービス終了月)から起算して6カ月経過後に返却が無い場合は、(5)項の機器補償金を契約者に負担して頂くことがあります。

(8)当サービスの内容は予告なく変更する場合があります。

<ご利用料金及び設置取付費>

	月額利用料	設置取付費
料金	500円(税抜)	3,000円(税抜)